

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第10号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下「法」という。）<u>第3条から第6条までの規定</u>及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号。以下「条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例若しくは他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等（公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（電子情報処理組織を使用して<u>行わせる</u>ことができる申請等の指定）</p> <p>第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、<u>法第3条第1項又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第2条第1項の規定による申請とする。</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条 <u>法第3条第1項又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力できない場合には、当該事項が記載された書面等を提出するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法令又は条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が<u>法第3条第1項又は条例第3条第</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下「法」という。）<u>第6条から第9条までの規定</u>及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号。以下「条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例若しくは他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等（公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（電子情報処理組織を使用して<u>行う</u>ことができる申請等の指定）</p> <p>第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、<u>法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるもの又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第2条第1項の規定による申請とする。</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条 <u>法第6条第1項又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力できない場合には、当該事項が記載された書面等を提出するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法令又は条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が<u>法第6条第1項又は条例第3条第</u></p>

<p>1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(電子情報処理組織を使用して行う処分通知等)</p> <p>第5条 公安委員会等は、<u>法第4条第1項</u>又は条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第6条 公安委員会等は、<u>法第5条第1項</u>又は条例第5条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 公安委員会等は、<u>法第6条第1項</u>又は条例第6条第1項の規定に基づき電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。</p>	<p>1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>(電子情報処理組織を使用して行う処分通知等)</p> <p>第5条 公安委員会等は、<u>法第7条第1項</u>又は条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第6条 公安委員会等は、<u>法第8条第1項</u>又は条例第5条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 公安委員会等は、<u>法第9条第1項</u>又は条例第6条第1項の規定に基づき電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。